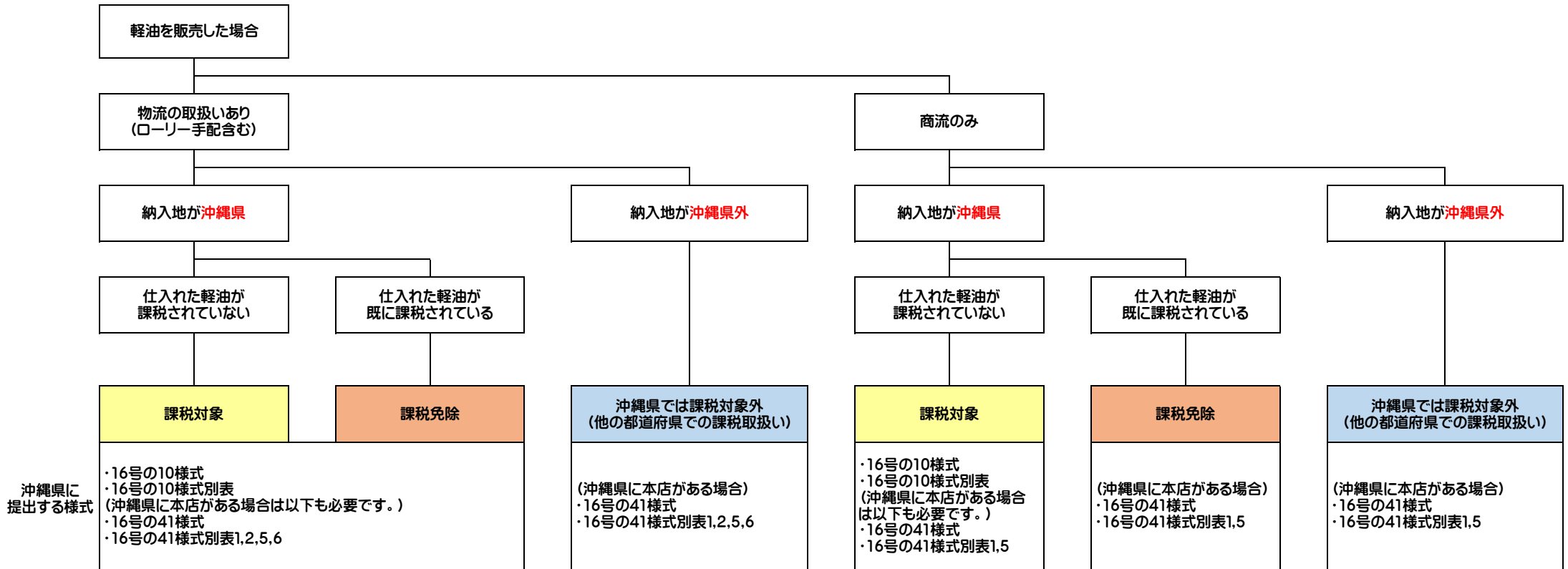


特約業者の軽油引取税申告書・報告書提出にかかるチャート図



【留意事項】

- 1 沖縄県内の事業所・給油所等にかかる様式について
 - ・軽油を自己消費した場合は、16号の41様式別表7の提出が必要です。
 - ・軽油の在庫がある場合は、16号の41様式別表10の提出が必要です。
- 2 納入すべき軽油引取税額がない場合でも、16号の10様式(納入申告書)の提出は必要です。
- 3 課税済軽油にかかる16号の10様式への計上については、「軽油引取税の納入申告書の(工)欄の数量を証する書類」とあわせて、課税済軽油引取証明書や請求書等の提出が必要です。